

弔意表意要領

1 就業規則第32条第1項第2号に規定する忌引服喪の場合は、次の各号により弔意を表わすものとする。

(1) 父母（養継父母を含む）、配偶者及び子（養子を含む）の場合

職員の所属する施設から香典1万円及び弔電、法人から花輪

(2) 配偶者の父母の場合

職員の所属する施設から香典5千円及び弔電、法人から花輪

(3) 祖父母、配偶者の祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の兄弟姉妹の場合

職員の所属する施設から弔電

2 訃報は親睦会長名で連絡するものとし、様式は別紙のとおりとする。ただし、外部へ連絡する場合は法人名とする。

3 訃報は該当する職員の所属する施設において作成し、平日は法人事務局が、休日は該当する職員の所属する施設がFAX等において連絡するものとする。

4 訃報の連絡先は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 管理職員の親族に係る場合

県子ども家庭課、県及び高萩市社会福祉協議会、加入団体、
法人外関係施設、法人役員、評議員並びに法人内各施設等

(2) 専門職員、一般職員、契約職員及び嘱託職員の親族に係る場合

法人内各施設等

付 則

1 この要領は、平成17年6月1日から適用する。

2 平成16年11月1日適用の「就業規則及び給与規則の取扱について」は、廃止する。

付 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。